



平成 26 年 7 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社リアルビジョン  
代 表 者 名 代表取締役社長 沼田 英也  
(コード番号 6786 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取締役管理部長 斉藤 順市  
(TEL : 03-6277-8031)

## 株式会社 SOL Holdings に対する貸付金の一部回収及び

### 3 回目債務弁済承認契約締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社 SOL Holdings（以下、「SOL」という）との間で、SOL に対する貸付金の弁済期日を平成 26 年 9 月 8 日まで 2 か月延長する旨の債務弁済承認契約（以下、「3 回目弁済期限延長契約」という）を締結することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本件の経緯

平成 26 年 5 月 7 日付「株式会社 SOL Holdings に対する貸付金の一部回収及び債務弁済承認契約締結に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、当社を貸主、SOL を借主とした平成 25 年 4 月 8 日付金銭消費貸借契約に基づく貸付債権 200 百万円について、平成 26 年 5 月 8 日付にて金 40 百万円の返済を受けるとともに、約定弁済期日を平成 26 年 5 月 8 日から平成 26 年 7 月 8 日に 2 か月延長する債務弁済承認契約を締結いたしました。

しかしながら、先般 SOL より、SOL が当該貸付金の返済原資として予定している SOL の保有する当社株式 1,130,000 株について、現在も引き続き譲渡先を選定中であり、平成 26 年 7 月 8 日までの現金化が厳しい状況であるとの連絡を受けました。

これを受けて当社は、本件弁済期日延長の条件として、当該債権の保全のため、SOL が保有する SOL 自己株式 167,490 株及び当社普通株式 1,130,000 株の担保設定を行う旨を検討いたしました。SOL 自己株式に対する担保権設定は法的有効性に疑義が存在し、また、当社普通株式に対する担保権設定は、当社による自己株式取得規制の潜脱にあたりと指摘を受ける可能性があることから、いずれの株式についても担保設定は難しいとの判断に至りました。

そこで当社は、当該貸付金の弁済に向けて、SOL の資金状況などの事実確認を行い、SOL との間で慎重に交渉を重ねた結果、平成 26 年 7 月 8 日付にて金 10 百万円、平成 26 年 8 月 8 日付にて金 10 百万円の弁済を行うこと、金利を従前の年利 1.46%から年利 1.88%に、遅延損害金を年利 1.88%から年利 2.74%に改定することを条件として、本日、当社取締役

会にて当該貸付金 160 百万円の弁済期日を平成 26 年 9 月 8 日まで 2 か月延長する旨の 3 回目弁済期限延長契約を締結することを決議いたしました。

## 2. 利益相反を回避するための措置

当社の非常勤取締役である池畑勝治につきましては、株式会社 SOL Holdings の取締役を兼務しており、本取引において利益相反となりうる立場であることから、本日開催の本取引に係る取締役会決議に関しましては、同氏を除く取締役による決議を行っております。

## 3. 今後の見通し

当社は、SOL との現在までの返済に関する交渉経緯や、SOL が当該貸付金の返済原資として予定している SOL の保有する当社株式 1,130,000 株が前日終値である 1 株 189 円換算で 213 百万円の価値があること等を総合的に勘案し、SOL は当該貸付債権の返済能力を有していると考えております。SOL の保有する当社株式 1,130,000 株の譲渡先については、SOL より、前回、株式会社アンビシャスグループから受領予定であった約束手形が不渡りになったことを踏まえ、譲渡先の財務状況を十分に考慮し、慎重に譲渡先を選定している状況であり、譲渡先確定後、当該当社株式の譲渡代金をもって当該貸付金を全額弁済する予定であるとの報告を受けております。

なお、本件 3 回目弁済期限延長契約による当社資金状況への影響は軽微であり、また当社連結業績への影響はございません。

以上